第 13 号金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務委託 特記仕様書

令和6年3月

金ケ崎町 生活環境課

## 第1章 総則

## 第1条 適用範囲

この仕様書は、金ケ崎町(以下「発注者」という。)が受注者に委託する第13号金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務委託(以下「策定業務委託」という。)について適用するもの。受注者は、本業務の履行にあたっては、この仕様書のほか、関連法令等を遵守し、仕様書に定めのない事項については、岩手県県土整備部「委託業務共通仕様書」によるものとする。

## 第2条 用語の定義

特記仕様書で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、主として指揮・監督を行う者 として、受注者が定めた者をいう。
- (2)「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者として、受注者が定めた者をいう。
- (3)「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

## 第3条 準拠法令等

策定業務委託の受託者は特記仕様書によるほか、次の各号に定める規定・上位計画等に準拠し実施するものとする。

	世計画等に中拠し美地するものとする。					
計画等	(1)地球温暖化対策計画(環境省:令和3年10月閣議決定)					
	(2) 気候変動適応計画(環境省:令和3年10月閣議決定)					
	(3)長期低炭素ビジョン(環境省:平成29年3月策定)					
	(4) 第6次エネルギー基本計画(経済産業省:令和3年10月閣議決定)					
	(5) 岩手県環境基本計画(令和3年3月策定)					
	(6) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月改訂)					
	(7) 第十一次金ケ崎町総合計画(令和3年3月策定)					
	(8) 第3次金ケ崎町田園環境基本計画(平成30年3月策定)					
	(9) 第4次金ケ崎町地球温暖化対策実行計画"事務事業編"(令和6年3月改訂)					
	(10) ちょうみんグリーンアクション (平成 28年3月策定)					
法令等	(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)					
	(12) 気候変動適応法(平成30年法律第50号)					
	(13) 金ケ崎町田園環境基本条例(平成 10 年金ケ崎町条例第 11 号)					
	(14) その他関係法令及び諸規則並びに通達等					

## 第4条 業務の目的

この策定業務委託は、当町の豊富な地域資源を活かすとともに、これまでの町内における様々な脱炭素社会実現に向けた取り組みを踏まえ、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「実行計画」という。)を策定することにより、今後の当町における脱炭素シナリオを明確にすることを目的とする。

なお、この策定業務委託は前年度に実施した「第86号金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)基礎調査業務委託」(以下、「基礎調査業務委託」という。)での検討事項や成果を踏まえて実施するものとし、提案者は策定業務委託の目的を踏まえ、戦略的な脱炭素シナリオ(温室効果ガス排出量の将来推計や削減目標の検討、地域性を踏まえた再生可能エネルギーの計画的・段階的導入推進、省エネの推進、人材育成の推進等の各取り組み等)について、知見を活かした提案を行うものとする。

## 第5条 対象地域

策定業務委託の対象地域は、金ケ崎町全域とする。

## 第6条 業務期間

策定業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和6年12月27日までとする。ただし、他計画との調整など、業務実施にあたり不測の事態等が発生した場合は発注者、受注者の協議により、変更する場合がある。

# 第7条 調査職員(監督職員)

発注者は、策定業務委託における調査職員(監督職員)を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、契約書、特記仕様書、設計書等(以下「契約図書」という。) に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

# 第8条 管理技術者

受注者は、策定業務委託における管理技術者を定め、その氏名その他必要な 事項を発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者を変更したときも、 同様とする。

管理技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 設計図書等に基づく業務の技術上の管理

- (2) 照査結果の確認
- 2 管理技術者は、地域精通度の観点より過去5年以内に東北管内において同 種業務\*の実績を有する実務経験豊かな技術者とし、技術士(環境部門)ある いはRCCM(建設環境)の資格保有者とする。
  - ※都道府県又は市町村の再生可能エネルギーの推進に関する計画(再生可能エネルギーマスタープラン策定、ビジョン策定等を含む)

## 第9条 照查技術者

受注者は、策定業務委託における照査技術者を定め、その氏名その他必要な 事項を発注者に通知しなければならない。なお、照査技術者を変更したとき も、同様とする。

照査技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。
- (2) 照査技術者は、業務の節目ごとにその結果の確認を行うとともに、成果の内容について受注者の責において照査を行うものとする。
- 2 照査技術者は地域精通度の観点より過去5年以内に東北管内において同種業務\*の実績を有する実務経験豊かな技術者とし、技術士(建設部門(都市及び地方計画))あるいはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格保有者とする。 ※都道府県又は市町村の再生可能エネルギーの推進に関する計画(再生可能エネルギーマスタープラン策定、ビジョン策定等を含む)

## 第10条 担当技術者

受注者は、策定業務委託における担当技術者を定め、発注者へ通知するものとし、担当技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 管理技術者の補佐、各作業遂行
- (2) 発注者との連絡調整、進捗管理
- 2 担当技術者は業務対応の迅速性及び意向調査に係る個人情報保護の観点より、岩手県内の事業所に常駐する個人情報保護士の有資格者とし、且つ地域精通度の観点より過去5年以内に東北管内において同種業務<sup>※1</sup> 又は類似業務<sup>※2</sup> の実績を有する技術者を配置すること。
  - ※1 都道府県又は市町村の再生可能エネルギーの推進に関する計画(再生可能エネルギーマスタープラン策定、ビジョン策定等を含む)
  - ※2 都道府県又は市町村の再生可能エネルギーゾーニング業務

## 第 11 条 提出書類

受注者は、策定業務委託の実施にあたり、次の各号に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1)業務着手時
  - ア 業務着手届
  - イ 業務計画書
  - ウ業務工程表
  - 工 管理技術者選任通知書
  - 才 照查技術者選任通知書
  - 力 担当技術者選任通知書
  - キ その他発注者の指示により提出を求められた書類
- (2)業務完了時
  - ア 業務完了届
  - イ 成果品
  - ウ 請求書
  - エ その他発注者の指示により提出を求められた書類
- 2 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

## 第12条 打合せ等

策定業務委託を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に 密接な連絡を取り、業務の方針及び設計条件等の疑義を正すものとする。

- 2 連絡は、積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 3 業務打合せは、毎月1回程度開催するものとし、業務着手時及び完了時、業 務の区切りの打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

## 第 13 条 資料等の貸与及び照査・返却

発注者は、受注者に対し、策定業務委託の実施にあたり必要な関連図書及び 関係資料等で提供可能なものについて無償で貸与するものとする。

2 受注者は、責任を持って貸与された資料を管理し、策定業務委託完了後は速やかに返却するものとする。

# 第 14 条 守秘義務

受注者は、策定業務委託において知り得た内容を発注者の許可なしに第三者 へ公表、譲渡、貸与等してはならない。また、個人情報保護法を遵守し、策定 業務委託で使用する各種貸与資料やデータ等に含まれる個人情報の取扱いに ついて十分留意すること。

## 第15条 完了及び検査

策定業務委託完了時には、成果品とともに業務完了報告書を提出して完了検査を受けるものとし、完了検査の合格をもって業務を完了するものとする。

2 受注者は、完了検査に際しては、成果品およびその他関係資料等をそろえるものとし、原則として管理技術者を立会いさせなければならない。

## 第 16 条 契約不適合責任

受注者は、策定業務委託完了後に受注者の責に帰すべき理由による成果品の 過失及び不良箇所が発見された場合には、速やかに修正、補足等の必要な措置 を講ずるものとする。その際の費用は受注者の負担とする。

## 第17条 成果品の帰属

策定業務委託における成果品は発注者に帰属するものとし、発注者の許可な く外部に貸与又は公開してはならない。

## 第 18 条 疑義

受注者は、特記仕様書及び契約約款等に記載のない事項や疑義が生じた場合には、発注者と協議して定めるものとする。

# 第19条 請負代金の支払い

策定業務委託においては、請負代金(前払い金等の部分払いを含む)の中間 払いや出来高に応じた精算は行わず、業務完了後に一括して行うものとする。

# 第2章 業務内容

# 第20条 業務概要

策定業務委託は、当町の脱炭素化や再生可能エネルギーに係るこれまでの取組み経過や上位計画・関連計画及び前年度に実施した基礎調査業務委託を踏まえ、国が掲げる温室効果ガス排出削減目標(2013年度比で2030年46%、2050年までに実質ゼロ)を踏まえた脱炭素戦略やシナリオを作成し、金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「実行計画」という。)を策定するものである。

計画策定にあたっては、住民への意識調査を行うとともに、庁内の関係部署 や、町民・町内事業者及び学識経験者、関係団体から成る域内ステークホルダ ーとの連携を図りつつ、当町の抱える人口減少や高齢化、災害レジリエンス向上や地域内経済循環の実現といった課題解決方策の立案を行うとともに、長期の温室効果ガス排出量推計や削減の中間目標の検討、再生可能エネルギーの計画的・段階的導入に向けたシナリオ検討や事例の整理及びその他関連方策・手法(取り組み推進のための環境整備、省エネルギーの推進、人材育成、官民連携等)の実現可能性について検討するものとする。

## 第21条 計画準備・資料収集整理

受注者は当町のこれまでの取組み経過や基礎調査業務委託の結果を踏まえた業務対応を行うに当たり、発注者から必要な資料の貸与を受け、業務実施計画を策定するものとする。なお、想定する貸与資料は以下の通りとする。

- (1) 上位・関連計画
- (2)金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)基礎調査業務委託報告 書
- (3) 環境省 地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり 支援事業補助金申請書
- (4) その他発注者が必要と認めた資料

## 第22条 意向調査

受注者は地域の住民や事業所の再生可能エネルギーの利活用状況、脱炭素社会実現に向けた意識調査を行い、現状・将来の二酸化炭素排出量を推計するとともに、今後の町民の行動変容検討に必要な基礎情報として整理するものとする。

なお、意向調査は、発注者にて無作為に抽出した地域住民及び事業者に対してアンケート方式で実施するものとし、その対象数や調査項目等は受注者の知見等により最適な提案を行うものとする。

また、意向調査に係る作業等については以下のとおりとする。

- (1) 発注者:郵送用封筒の準備
- (2) 受注者:返信用封筒の準備、用紙の準備・印刷、封緘・封入・発送作業

## 第23条 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

当町の温室効果ガス排出量について、行政規模や特性、社会条件等を踏まえ、 部門・分野ごとに現状年度及び将来の推計を行うものとする。具体的な算出方 法については、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルの 「算定手法編」を参考とする。

## 第 24 条 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

当町の地域特性や、将来のエネルギー需要、温室効果ガス排出量の推計を踏まえ、脱炭素社会実現に向けた具体的な施策を立案するとともに、当町の目指す将来像やシナリオを作成するものとする。

なお、シナリオ作成にあたっては、環境省が提供する「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」を参考とする。

## 第25条 再生可能エネルギー導入目標の策定

第24条にて検討した脱炭素シナリオの達成に向けて、エネルギー需要量や 温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー導入に関する現状分析、温室効果ガ ス排出量の削減目標、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を勘案して、 当町における再生可能エネルギー導入目標を策定するものとする。

なお、目標策定にあたっては以下の作業を実施し、各指標を勘案した目標値 を設定するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーポテンシャル調査 REPOS 等を活用するとともに、必要に応じて独自の調査を行い、エリアご とに再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計を行う。
- (2) 再生可能エネルギー技術の動向調査 他自治体における先進的な事例収集や再生可能エネルギー技術の今後の 発展性等を調査し、町の目標達成への活用可能性を調査する。
- (3) 将来のエネルギー消費量の推計 エネルギー消費量の指標となるデータを収集、整理し、将来のエネルギー 消費量を推計する。推計を行う際には、温室効果ガス排出量の削減対策の効 果等についても考慮する。

# 第26条 目標達成に向けて必要な政策・重要施策に関する構想策定

脱炭素シナリオの達成に向けて、地域資源の活用や地域経済の活性化と地域課題の解決、災害に強い再生可能エネルギーの創出、省エネルギー・温室効果ガスの削減、連携、協働、人材育成などの多角的な観点により、必要な政策や重要施策に関する構想を検討するとともに、各施策について、重要度やコスト、社会情勢等の要因を考慮し、進捗管理指標の設定を行うものとする。

# 第27条 会議等の開催支援

脱炭素シナリオの実現に向けては、それぞれの事業項目に関連する庁内各関係課(金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定専門委員会)や、

当町が組織する「(仮称)金ケ崎町地球温暖化対策地域協議会」を中心とした 推進体制を構築しており、受注者は実行計画に掲載する取り組み項目について、 組織との情報共有や協議を行い、町、町民、事業者の学識経験者などの連携を 図り、各主体それぞれの行動や相互の協働を促し、総意として一体となって取 り組むことのできるよう計画に反映するものとする。

なお、「(仮称) 金ケ崎町地球温暖化対策地域協議会」の円滑な進行を図るため受注者にはファシリテーター役等の支援を担うものとする。

また、策定業務委託における会議等の回数を以下のとおり想定する。

- (1)金ケ崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定専門委員会 (会議方式):3回
- (2)(仮称)金ケ崎町地球温暖化対策地域協議会 (ワークショップ形式):3回

## 第28条 成果品の納品

策定業務委託の成果品の納品場所は、金ケ崎町生活環境課とし、次に定める成果品を納品する。

ア	業務報告書(A4版ファイル綴じ)			正副各1部
1	金ケ崎町地球温暖化対策実行計画	(区域施策編)	(本編)	10 部
ウ	金ケ崎町地球温暖化対策実行計画	(区域施策編)	(概要版)	10 部
工	上記電子データ			1式